○○株式会社動産譲渡登記規則

（平成○○年○○月○○日法務省令第○○号）

最終改正：平成○○年○○月○○日法務省令第○○号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　譲渡登記等

第一節　通則（第三条―第七条）

第二節　登記事項（第八条―第十四条）

第三節　登記の申請（第十五条―第二十五条）

第四節　登記の変更及び抹消（第二十六条―第二十八条）

第五節　登記官による登記（第二十九条―第三十四条）

第六節　証明書等の交付等（第三十五条―第三十七条）

第七節　電子情報処理組織による登記の申請等（第三十八条―第四十四条）

第八節　雑則（第四十五条―第四十八条）

第九節　罰則（第四十九条―第五十一条）

第三章　附則（第五十二条―第五十五条）

第一章　総則

（趣旨）

第一条　当局は、○○株式会社法（○○年法律第○○号。以下「法」という。）第○○条第○○項の規定に基づき、動産譲渡登記ファイルに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　動産譲渡登記　法第○○条第○○項の規定により登記されるものをいう。

二　譲渡人　動産譲渡登記の申請をする者であって、譲渡担保権設定者（法第○○条第○○項に規定する譲渡担保権設定者をいう。）に該当するものをいう。

三　譲受人　動産譲渡登記の申請をする者であって、譲渡担保権者（法第○○条第○○項に規定する譲渡担保権者をいう。）に該当するものをいう。

四　登記官　動産譲渡登記ファイルに記録された情報を管理する者をいう。

五　電子情報処理組織　法第○○条第○○項に規定する電子情報処理組織をいう。

六　オンライン申請　電子情報処理組織を使用する方法により登記の申請をすることをいう。

七　書面申請　オンライン申請以外の方法により登記の申請をすることをいう。

八　登記事項証明書　法第○○条第○○項に規定する登記事項証明書をいう。

九　登記事項一部証明書　法第○○条第○○項に規定する登記事項一部証明書をいう。

十　登記事項概要証明書　法第○○条第○○項に規定する登記事項概要証明書をいう。

十一　登記手数料　法第○○条第○○項に規定する登記手数料をいう。

十二　登記ファイル　動産譲渡登記ファイルに記録された情報の集合物であって、特定の譲渡人ごとに検索することができるように体系的に構成したものをいう。

十三　登記番号　動産譲渡登記ファイルに記録された情報を識別するために登記官が付す番号をいう。

十四　登記年月日　動産譲渡登記ファイルに記録された情報に係る登記番号を付した日をいう。

十五　登記事項　動産譲渡登記ファイルに記録された情報であって、第八条第一項第一号から第四号までに掲げるものをいう。

十六　登記事項概要　動産譲渡登記ファイルに記録された情報であって、第八条第一項第一号から第三号までに掲げるものをいう。

十七　登記事項一部　動産譲渡登記ファイルに記録された情報であって、第八条第一項第一号から第四号までに掲げるもののうち一部のものをいう。

十八　登記事項証明書等　登記事項証明書、登記事項一部証明書及び登記事項概要証明書をいう。

十九　登記事項証明書等の交付　登記事項証明書等を交付し、又は送信することをいう。

二十　登記事項証明書等の閲覧　登記事項証明書等を閲覧し、又は送信を受けることをいう。

二十一　登記事項証明書等の交付等　登記事項証明書等の交付又は閲覧をいう。

二十二　登記事項証明書等の交付の請求　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をいう。

二十三　登記事項証明書等の交付の請求をする者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をする者をいう。

二十四　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者をいう。

二十五　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の代理人をいう。

二十六　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

二十七　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

二十八　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

二十九　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

三十　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

三十一　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

三十二　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

三十三　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

三十四　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

三十五　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

三十六　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

三十七　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

三十八　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

三十九　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

四十　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

四十一　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

四十二　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

四十三　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

四十四　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

四十五　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

四十六　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

四十七　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

四十八　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

四十九　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

五十　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

五十一　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

五十二　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

五十三　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

五十四　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

五十五　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

五十六　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

五十七　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

五十八　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

五十九　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

六十　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

六十一　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

六十二　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

六十三　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

六十四　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

六十五　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

六十六　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

六十七　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

六十八　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

六十九　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

七十　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

七十一　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

七十二　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

七十三　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

七十四　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

七十五　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

七十六　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

七十七　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

七十八　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

七十九　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

八十　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

八十一　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

八十二　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

八十三　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

八十四　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

八十五　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

八十六　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

八十七　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

八十八　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

八十九　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

九十　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

九十一　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

九十二　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

九十三　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

九十四　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

九十五　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

九十六　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

九十七　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

九十八　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

九十九　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百一　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百二　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百三　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百四　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百五　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百六　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百七　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百八　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百九　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百十　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百十一　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百十二　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百十三　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百十四　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百十五　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百十六　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百十七　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百十八　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百十九　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百二十　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百二十一　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百二十二　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百二十三　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百二十四　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百二十五　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百二十六　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百二十七　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百二十八　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百二十九　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百三十　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百三十一　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百三十二　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百三十三　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百三十四　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百三十五　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百三十六　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百三十七　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百三十八　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百三十九　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百四十　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百四十一　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百四十二　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百四十三　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百四十四　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百四十五　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百四十六　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百四十七　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百四十八　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百四十九　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百五十　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百五十一　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百五十二　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百五十三　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百五十四　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百五十五　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百五十六　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百五十七　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百五十八　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百五十九　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百六十　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百六十一　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百六十二　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百六十三　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百六十四　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百六十五　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百六十六　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百六十七　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百六十八　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百六十九　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百七十　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百七十一　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百七十二　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百七十三　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百七十四　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百七十五　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百七十六　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百七十七　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百七十八　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百七十九　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百八十　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百八十一　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百八十二　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百八十三　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百八十四　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百八十五　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百八十六　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百八十七　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百八十八　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百八十九　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百九十　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百九十一　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百九十二　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百九十三　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百九十四　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百九十五　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百九十六　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

百九十七　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

百九十八　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

百九十九　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

二百　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

二百一　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

二百二　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

二百三　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

二百四　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

二百五　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

二百六　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

二百七　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

二百八　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

二百九　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

二百十　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

二百十一　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

二百十二　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

二百十三　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

二百十四　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

二百十五　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

二百十六　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

二百十七　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

二百十八　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

二百十九　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

二百二十　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

二百二十一　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

二百二十二　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

二百二十三　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

二百二十四　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

二百二十五　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

二百二十六　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

二百二十七　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

二百二十八　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

二百二十九　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

二百三十　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

二百三十一　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

二百三十二　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

二百三十三　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

二百三十四　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

二百三十五　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

二百三十六　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

二百三十七　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

二百三十八　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

二百三十九　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

二百四十　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

二百四十一　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

二百四十二　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

二百四十三　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

二百四十四　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

二百四十五　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の使者をいう。

二百四十六　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の法定代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の法定代理人をいう。

二百四十七　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の任意代理人　登記事項証明書等の交付又は閲覧の請求をすべき者の任意代理人をいう。

二百四十八　登記事項証明書等の交付の請求をすべき者の使者　登記事項証明書等の交付又は